

京都市告示第 21 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 27 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
柏谷 尚子	(医) 回生会 京都回生病院	内科, 呼吸器内科, 消化器内科, 循環器内科, リハビリテーション科, 放射線科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸	ぼうこう・直腸, 肝臓
吉村 彰伸	(医) 回生会 京都回生病院	内科, 呼吸器内科, 消化器内科, 循環器内科, リハビリテーション科, 放射線科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸	ぼうこう・直腸, 肝臓
阪上 智史	(医) 医仁会 武田総合病院	耳鼻咽喉科	聴覚, 音声・言語	平衡, そしゃく

*障害区分の視覚又は聴覚については，診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の
場合，腫瘍や神経疾患等による視覚障害又は聴覚障害の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)